

○飯塚市指定ごみ袋及び粗大ごみ指定シールの販売に関する取扱要

綱

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市告示第 113 号

改正 H22-190、H26-87

(目的)

第 1 条 この告示は、飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 157 号)第 18 条第 1 項及び同施行規則第 4 条の規定により指定ごみ袋、粗大ごみ指定シール及び差額シール(以下「指定ごみ袋等」という。)の販売に関する必要な事項を定め、円滑な販売業務に資することを目的とする。

(H22-190 一改)

(販売の申請)

第 2 条 指定ごみ袋等販売を希望する販売店は、あらかじめ別に定める申請書を市長に提出し、販売店の登録を受けなければならない。

(H22-190 一改)

2 販売店の登録を受けたもの(以下「指定店」という。)には、別に定める販売店証を交付する。

(H22-190 一改)

(販売店の表示)

第 3 条 指定店は前条第 2 項により交付された販売店証を市民の見やすい場所に掲示するものとする。

(H22-190 一改)

(販売委託)

第 4 条 市長は、指定店と指定ごみ袋等の販売に関し、委託契約を締結するものとする。

(指定店の責務)

第 5 条 指定店は、適正な管理のもとに指定ごみ袋等を保管しなければならない。

2 指定店は、指定ごみ袋等の販売価格を遵守し、低価格又は無償で配布してはならない。

3 指定店は、指定ごみ袋等の在庫数を常に把握するとともに、在庫数の不足をきたさないようにしなければならない。

(購入代金の納入)

第 6 条 指定ごみ袋等の購入代金は、市の指定する納付書により納入するものとする。

る。

(受領方法)

第7条 指定店は、指定ごみ袋等を、市長が指定した場所において、受領するものとする。

2 指定ごみ袋の受領は、10巻(1巻=10枚)単位を原則とし、粗大ごみ指定シール及び差額シールの受領は1冊(10枚)単位とする。

(H22-190 一改)

(販売方法)

第8条 市民に対する販売方法は、原則として、指定ごみ袋は1巻(10枚)単位とし、粗大ごみ指定シールは1枚単位とする。

(H22-190 全改、H26-87 一改)

(指定ごみ袋等の販売価格)

第9条 指定ごみ袋等の販売価格は、飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例で定める指定ごみ袋の金額とする。

(H22-190 全改)

(報告)

第10条 市長は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について報告書の提出を求めることができる。

(業務の中止等)

第11条 指定店は、指定ごみ袋等の販売を中止しようとする場合は、中止をしようとする30日前までに、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項による申し出を行う場合は、契約期間内の指定ごみ袋等の購入数量、販売数量及び在庫数量を報告するとともに、市長の指示により精算を行うものとする。

(契約の解除)

第12条 市長は、指定店がこの取扱要綱に定める事項を履行しないとき、又は業務の実施が著しく不適當であると明らかに認められたときは、この契約を解除することができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(H22-190 一改)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお合併前の飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・
穎田町の要綱等規定の例による。

附 則(平成22年7月30日 告示第190号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日 告示第 87 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。